

募金目論見書

1. 募金団体および代表者

公益社団法人 日本水産学会秋季大会実行委員会

委員長 小池一彦

2. 募金の目的

公益社団法人 日本水産学会が実施する公益目的事業のうち、春季ならびに秋季に開催されます研究発表会におきましては、会員による多数の研究発表および公開シンポジウムが行われます。また、将来の我が国の水産業を支える若い世代に対する理科・水産教育支援の一環として、高校生による研究発表会も企画されています。これらの運営経費につきましては、会員からの参加費および会費収入が充当されていますが、研究発表会の円滑な遂行のためには、不足する資金を寄附金によって補う必要があります。そこで、令和7年度日本水産学会秋季大会開催に係る寄附金（協賛金）を募集いたします。

3. 募金の目標額

30 万円

4. 寄附申し込みおよび払い込み期間

申し込み：令和7年6月1日から令和7年8月31日まで

払い込み：令和7年6月1日から令和7年8月31日まで

5. 寄附金の使途

令和7年度日本水産学会秋季大会の開催、および高校生による研究発表にかかる経費へ充当します。（大会の協賛金は「使途特定寄附金」であり、使途が決まっている寄附金です。大会に使用したくない場合は、学会事務局に寄附金申請のご連絡をお願いいたします。）

6. 寄附金申し込み先

〒739-8528 東広島市鏡山 1-4-4 広島大学生物生産学部

令和7年度日本水産学会秋季大会係 Email: jsfs2025hiroshima@gmail.com

7. 寄附金申し込み方法

申込書式に従って、上記申し込み先まで e-mail でお申し込みのうえ、下記の銀行口座へお振り込みください。振込料は、振込者ご負担にてお願い申し上げます。

振込先銀行名：GMO あおぞらネット銀行 法人第二営業部 普通 2121909

口座名：公益社団法人日本水産学会 秋季大会

（コウエキシャダンホウジン ニホンスイサンガツカイ シュウキタイカイ）

8. 税法上の取扱い

個人のご寄附の場合、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金（所得税法第78条第2項）として、税法上の優遇措置を受けることができます。法人のご寄附の場合は、法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金（法人税法第37条第4項）として、法人の所得から控除され、税法上の優遇措置を受けることができます。

9. 問い合わせ先

大会会計担当 平山 真（広島大学大学院統合生命科学研究科）

Email: hirayama@hiroshima-u.ac.jp